

努力では撤去不能な量になる前に適切な指導が行えるという。

## ◆三重県

産業廃棄物の適正処理推進条例が昨年4月1日、施行した。産廃の発生現場以外での保管の届け出や処理実績報告の義務付け、県外からの指定特別管理産廃の搬入に関する届け出などが盛り込まれている。PCB廃棄物の適正な管理や不適正処理防止のための土地所有者の義務などの項目も新たに設けた。

保管場所の届け出は、解体現場で発生した廃棄物を発生場所以外で保管するなどの場合に、100平方メートル以上、4日以上の保管の場合には届け出を義務付ける。廃棄物処理施設内の敷地は対象外となる。事前に把握することで、保管物が自主

努力では撤去不能な量になる前に適切な指導が行えるという。

新条例では、地域住民の不安なども考慮し、従来の県外産廃(200ト以上かつ2000立方メートル以上)の搬入に

関する届け出に加え、県外からの指定特別管理産廃(50ト以上かつ50立方メートル以上)の搬入に関する事前の届け出も義務付け、かつ申出により一般市民も閲覧することができるようにした。

また、これまでは任意で求めてきた毎年の処理実績報告も今後は義務化し、これも閲覧できるようにするなど、一般市民への情報公開にも力を入れた。

平成22年2月1日  
週刊循環経済新聞